

「職場のモラル・ハラスメントをなくす会」

ニュースレター Vol.15

2016 年 4 月号



編集・発行：職場のモラル・ハラスメントをなくす会

連絡先：〒532-0013 大阪市淀川区木川西 2 丁目 19-10

Tel & Fax: (06) 4981-3076 e-mail: info@morahara.org

URL: <http://www.morahara.org>

みなさま、いかがお過ごしでしょうか。ニュースレター No.15 をお届けいたします。
ホームページでもお知らせしておりますが、諸般の事情により電話相談日時を今年6月から
変更致します。第1・第3水曜日 18:30-20:00 が、**第2水曜日 18:30-20:30 に変わります。**
(第4日曜日はそのままです。) ご不便をおかけしますが、どうぞよろしくお願い致します。
今号では、会社で上司から「もう来なくていい」と言われた場合、具体的にどうすればよい
のかについて、フローチャート式にまとめて説明しています。ご参照下さい。
これからも個別の電話相談や情報発信に加え、日本における職場のモラル・ハラスメント
規制法の立法化実現に向けて、努力をしてまいります。ご支援をよろしくお願いいたします。

目 次

1. 「もう来なくていい」と言われたときの対抗策	大橋 さゆり	2
2. 海遊館セクハラ事件	定岡 由紀子	6
3. 〈寄稿〉「ハラスメント加害者には社会的制裁を」	大野 佳奈子	8
4. 私の農業体験 (4)	小林 由香子	10
5. 本の紹介 『自分のアタマで考えよう』 ちきりん (著)	長尾 香織	11
6. お知らせ・ご案内		14

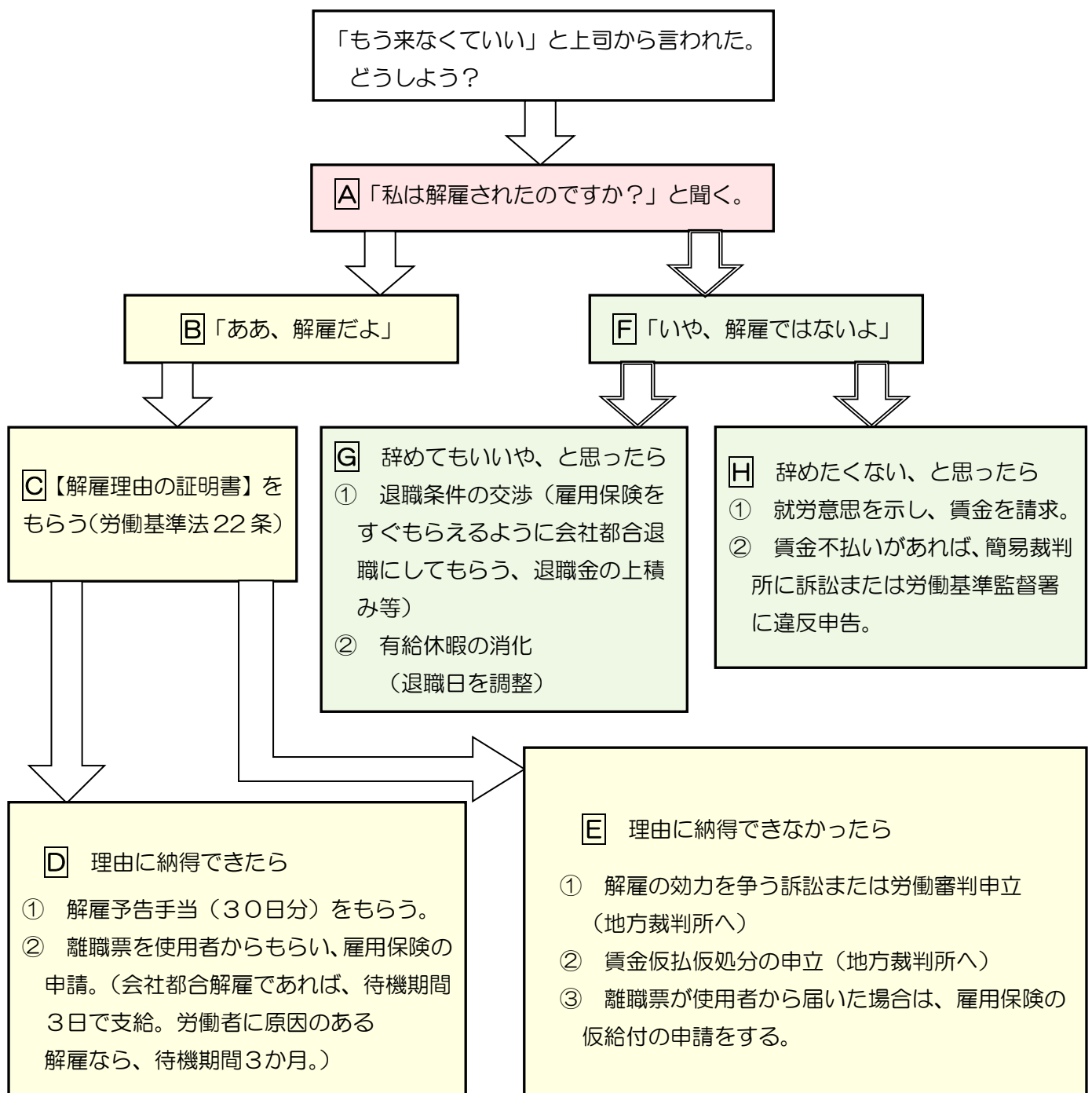
「もう来なくていい」

と言われたときの対抗策

大橋 さゆり（弁護士）

職場で上司から「もう来なくていい！」と言いつつ放たれ、突然のことで驚いてしまった経験はありますか？ そのまま引き下がることはありません。

フローチャートで簡単にまとめてみましたので、「対抗策」を参考にしてください。



A ＜第1に 「解雇されたか否か」を確認する＞

ここで大きく対応は分かります。確認しましょう。

B 「解雇だ」と言われた場合 ●

＜解雇理由を確認する＞ …**C**

「解雇」は、労働契約の期間が終了していないのに、使用者から一方的に労働契約を解消する措置です。労働者にとって大変不利益ですので、使用者にそういう一方的な行為を許すだけの合理的な理由がなければなりません。

合理的な理由とは、会社の都合であったり（整理解雇）、労働者の方に原因があったり（懲戒解雇・能力不足による解雇等）しますが、その理由の確認のために、労働者は解雇理由の証明書を使用者に要求することができます（労働基準法22条に定めがあります）。

＜理由に納得できたら＞ …**D**

（1）解雇予告手当

30日以上前に解雇予告をすることが義務付けられており、予告がないときは30日分以上の平均賃金を解雇予告手当としてもらうことができます（労働基準法20条1項）。

（2）失業保険の求職者給付の請求手続

離職票を使用者からもらい、雇用保険の求職者給付の請求をします。

（会社都合解雇であれば、6か月以上の被保険者期間があれば、待機期間3日で支給。労働者に原因のある解雇なら、1年以上の被保険者期間が必要、かつ待機期間3か月。）

＜理由に納得できなかったら＞ …**E**

（1）解雇の無効を争う

解雇の合理的な理由がないと思うとき、解雇の効力がないこと（つまりまだ雇用関係が続いていること）を公に確認してもらうため、裁判所の手続をとることができます。

「労働者の地位の確認」及び「賃金」を請求する訴訟、または労働審判申立もあり得ます。

（2）解雇の効力を争いたいけれど、当面の生活費に困るときは

○その1 賃金仮払仮処分申立

訴訟は、実際に開始するまでも1～2か月を要し、早期和解ができなければ1年2年と掛かりますので、使用者が払ってきた解雇予告手当だけでは、貯金がないと当面の生活費に困ることになります。

（なお、このように解雇の効力を争う場合には、「解雇予告手当」という名前のお金なんか受け取れないのが筋ですが、振り込まれてしまっても心配しなくてよいです。お金に名前は付いていないので、これは「翌月の賃金の先払い」として受け取って生活費に使えばよいのです。）

そういう場合は、裁判所で、「仮の労働者の地位確認」及び「賃金仮払い」の仮処分申立という手続をとることもできます。この手続は、申立をすると1週間程度で会社を呼び出して事情を聞く「審尋」が開かれますので、そこで早期に事案の解決が図れる可能性があります。

○その2 雇用保険（求職者給付）の仮給付

ところで、会社は「解雇」に伴い、離職票も送りつけてきます。

「解雇」されたこと自体に異議があるのに、離職者が次の職を探す間の生活費を補償するための雇用保険（求職者給付）などもらうわけにはいきませんね。でも生活費が入らないのは困る。

その場合、雇用保険（求職者給付）の「仮給付」という運用がありますので、これを利用します。

ハローワークに離職票を持参して、「解雇を争うので、求職者給付の仮給付を受けたい」と申請しますと、解雇されたときと同様に待機期間3日で、長い受給期間で求職者給付（基本手当）を受給できます。かつ、求職活動をするようにとは求められません。

なお、この仮給付金は、あくまで仮のものなので、会社との交渉により、原職復帰するときや、解雇日より後の日付で合意退職することになったときは、雇用保険に返還しなければなりません。その代わりに、合意した退職日の翌日からまた雇用保険の求職者給付の受給資格ができます。

それに対し、会社との交渉でやはり退職日は変更しないことで決着すれば、仮給付が本給付に変更され、雇用保険への返還は不要です。

F 「解雇ではない」と言われた場合 ●

<退職するか否かを自分で決める>

解雇ではないのに会社に行かなくなったら、会社としては「無断欠勤」または「自主退職をした」という扱いをしてくることになります。

解雇でないなら出勤しないといけないですが、出勤すると、会社から、自分で退職するように、と「退職願」という紙を渡されることがあります。それには、「私は、一身上の都合により、本日付で退職させていただきたく、お願いいたします」などと書いてあるでしょう。

これがどういう事態か、正確に把握してから、署名捺印するかどうかを決めましょう。

この紙は、「自己都合で本日付で退職します」という意味合いの紙です。

これにもし署名捺印してしまうと、以下のようなことになります。

- ① その日をもって雇用関係は終了し、翌日以降の給料はもちろんもらえません。
- ② もし有給休暇が残っていても、それを使うことができません。
- ③ 雇用保険（求職者給付）は、自己都合退職だと1年以上の被保険者期間がなければ受給資格がありません。あなたが求職者給付を必ずもらえるとは限りません。
- ④ また、求職者給付は自己都合退職の場合には待機期間が3か月あり、すぐにはもらえません。それに、受給期間も会社都合退職より短いです。

<自己都合退職をすることにしたら> …G

もう自己都合退職でいいや、と決めているなら、上記①と②の有給休暇のことだけ、一つ粘って交渉して、有給休暇を使い切った日を退職日にして退職願を書く、というのがよいでしょう。退職日までの賃金はもらえることになります。

もう一つ頑張って、退職金の上積み交渉をするのもあると思います。

<雇用保険（求職者給付）がすぐ欲しいときは、会社都合退職で>

すぐに雇用保険（求職者給付）がもらえるなら辞めてもいい、と思ったときには、さらにもう一つ交渉して、会社都合での退職にしないといけません。「一身上の都合で」と書いた退職願を出してはダメです。

あとの証拠を揃えることを考えて、会社から退職勧奨の書面を出してもらった上、会社から退職願の作成を要求されたら「退職勧奨を受けたので退職することに同意します」という内容の書面にすることです。

会社が後日（１０日くらい掛かることがあります）、離職票を作成して送ってきますが、その中に「離職理由」の欄がありますから、会社が「会社都合」と書いているかどうかをチェックします。もし勝手に「自己都合」にされていたら、労働者の意見の欄に「私は退職勧奨を受けて退職したので、会社都合です。」などを書いて、証拠の紙（会社が出した退職勧奨の書面）を持ってハローワークへ雇用保険（求職者給付）の申請に行きましょう。

＜退職したくなかったら＞ …**H**

出勤を続けます。

もし「出勤しなくていい」と言われたら、「自宅で待機しておきますので連絡してください」と伝えましょう。内容証明郵便・FAX（送信完了を確認すること）・Eメール（開封確認付き）で会社に「出勤の意思があること」を知らせておいた方がよいです。

会社があなたの出勤の意思を知ったということが、証拠に残るようにするためです。

そして、給料日を過ぎても支払がなければ、賃金を請求します。

会社の事情で就労させられないとき、労働者は通常どおりの給料を請求できます（民法５３６条）。給料日から支払が遅れば、遅延利息（年６％）も請求できるので、そのことも書きましょう。会社が慌てて振り込んでくるはずですが、もし支払がなければ（ブラックな会社ですね！）、賃金請求訴訟を簡易裁判所に起こすのが結局早いと思います。

＜会社に給料を払ってもらう一簡易裁判所か？ 労働基準監督署への申告か？＞

簡易裁判所には「賃金請求訴訟」の書式がありますから、会社の現在事項証明書を法務局に請求して、それと労働契約書や給料明細などの資料を持って、簡易裁判所の窓口へ行きましょう。書き方は窓口の書記官が教えてくれます。

なお、労働基準監督署でも、給料未払は労働基準法違反なので、申告すれば指導をしてくれるのですが、「まず自分で請求して、それでも支払がないことを確認してください」と言われます。内容証明郵便で給料を請求して、会社が通知を受け取っているのに給料を払ってこないときに初めて申告を受理します。

簡易裁判所を使う方法と、労働基準監督署に申告をする方法を比較しますと、以下のように違いがありますので、参考にしてください。

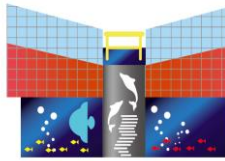
ア 費用 簡易裁判所に訴訟を提起するときには、印紙代（数千円、請求する額による）と郵便切手５０００円程度が必要です。労働基準監督署への申告は、無料です。

イ 効果 簡易裁判所の判決が出て、会社が控訴しないで確定すれば、会社の財産に強制執行をして取り立てることができます。労働基準監督署からの指導に対しては、ブラックな会社は言うことを聞かないことがあります。監督署は警察と同じで、刑罰を科するための捜査は行いますが、給料を取り立ててくれるわけではありません。

＜具体的に相談したいときは？＞

裁判をするということであれば、専門家（弁護士、認定司法書士）への相談をしてください。大阪弁護士会では、労働専門相談の受付をしています。労働者側の相談は、資力が法テラス（日本司法支援センター）の適用基準より下であれば、無料で可能です。

会社のやり方が酷すぎるので、会社と交渉して他の従業員のためにも労働条件をよくしたいということであれば、労働組合へ相談するのがよいと思います。地域ユニオンと呼ばれる、一人で入れる労働組合が複数ありますから、ネットで探してみてください。



海遊館セクハラ事件

定岡 由紀子（弁護士）

2015年2月26日、最高裁がセクハラについて注目すべき判決を言い渡しました。

大阪市で水族館を経営する株式会社海遊館で、営業部課長代理の職にある男性2名が、他社に在籍し、派遣社員として海遊館で勤務する2人の女性に対し、1年以上にわたり、自らの性生活や性器の話をしたり、女性従業員らの年齢や独身であることについて否定的な発言を繰り返すというセクハラ行為を行っていました。この2人の女性が海遊館にその被害を申告し、海遊館は事実調査の結果、セクハラ行為があったとして、1人には30日間、もう1人には10日間の出勤停止の懲戒処分とし、さらに両名を課長代理から係長へ降格しました。この海遊館事件は、セクハラ被害者が会社や加害者を訴えたものではなく、懲戒処分を受けた加害者（とされた男性ら）が、セクハラと受け取られるような行為はなかった、あるいは、10日間、30日間の出勤停止は重すぎるので無効であると主張して、海遊館を訴えた訴訟でした。

大阪地方裁判所での第1審は、セクハラの証拠が被害者女性従業員らの証言しかない中で、被害者らの証言が信用に足るとし、また、他の女性従業員も同男性らからセクハラ被害を受けていた事実が分かったことから、セクハラ発言があったとして、懲戒処分を有効としました。

ところが、大阪高等裁判所は、被害者らがはっきりと拒絶の態度を示していないことなどから、発言の一部がセクハラとは評価されないとして、10日間、30日間の出勤停止は重すぎるので無効であると判断したのです。

これに海遊館側が上告し、最高裁が結論を出すこととなったのが、今回の判決です。

最高裁の判断は、セクハラ行為に対して厳しい姿勢を取るものでした。被害者らがはっきりと拒否の態度を取っていなくても「職場におけるセクハラ行為については、被害者が内心でこれに著しい不快感や嫌悪感を抱きながらも、職場の人間関係の悪化等を懸念して、加害者に対する抗議や抵抗ないし会社に対する被害の申告を差し控えたりちゅうちょしたりすることが少なくない」として、セクハラ行為は認定できるとしました。また、海遊館においては職場内に「セクハラ禁止」の掲示をしたりセクハラ研修を行うなど、積極的にセクハラ防止措置が取られていたこ

とも重視し、男性らの行為は「管理職として…セクハラの防止のために部下職員を指導すべき立場にあったにもかかわらず…その職責や立場に照らしても著しく不適切なもの」であったと厳しく非難しました。

この男性上司のうち1人がセクハラ研修を受けた際、「あんな言われたら女の子じゃべられへんよなあ」「あんな言われてるやつは女の子に嫌われてるんや」などと言っていたことも、裁判の中で分かったそうです。わたしも企業などでセクハラ研修の講師を務めることがありますが、たびたび耳にするセリフです。「冗談だ」「コミュニケーションの一環だ」「昔はこんなこと普通だった」などと言うのです。冗談やコミュニケーションで他人を傷つける発言をしてよいわけがありません。以前まかり通っていた発言だからといって、女性従業員たちが泣き寝入りを強いられていた時代があったからといって、セクハラが許されているということにもなりません。

「この人たちはセクハラせずにコミュニケーションをとることもできないのか」とあきれける反面、このような発言をする上司らによって作り上げられてきた職場文化の中で、他人を傷つけているという意識がまったくないまま行われてしまうセクハラ、何が許されて何が許されないのかの線引きが加害者・被害者間で食い違っていることから起こるセクハラの問題の根深さを感じます。「セクハラ」という言葉だけでなく、どのような発言が他人に不愉快な思いをさせ、許されないものなのか、地道にその意識を職場に浸透させ、職場の文化自体を変えていくことの大切さを痛感します。

海遊館事件最高裁判決は、このような鈍感な上司らに対して、はっきり嫌がられていないからといって許される訳ではない、意図的でなくてもセクハラは許されない、という明確なメッセージを送りました。この判決が日本中の職場で重く受け止められ、セクハラやモラハラのない職場づくりに役立っていくことを願います。



〈寄稿〉



ハラスメント加害者には社会的制裁を

大野 佳奈子

この度、貴会にわたしの夫の自死を巡るハラスメントの裁判についての手記を寄稿させて頂けることに感謝申し上げます。

夫は、2013 年 11 月 29 日に実習先である辻クリニックでのハラスメントを苦に自死しました。

夫は高校卒業後、中小零細企業や「非正規」を転職し、夫婦で相談の上「将来安心な仕事」をめざし、35 歳で理学療法士養成専門学校・近畿リハビリテーション学院夜間部に入学しました。

成績は学年トップクラスで 3 年生まで学級委員長を務め、就職も内定しており 4 か月後には卒業を控えていましたが、13 年 11 月 29 日、最後の実習先だった辻クリニックを飛び出し、須磨浦公園で夜半に縊死しました。（詳細は www.ptjisyu.com をご参照ください）

近年、若者の雇用環境が厳しい中、資格を取得し安定した職をと、入学金と授業料の数百万円を工面し“最後のチャンス”と勉学に励む 30 代が増えています。多額の借金を背負った彼らにとって卒業や就職の失敗は絶望を意味し、それだけに夫も必死に勉強していました。

しかし彼は、最後の実習先である辻クリニックのバイザーから「帰れ」等のいわれなき叱責、意図的な無視、衆人面前での罵倒などのハラスメントに苦しみ、さらに膨大なデイリーレポートに追われ、心身を疲弊して自ら命を絶ったのです。

被告である辻クリニックは、そもそも学生に対する安全配慮義務はなく、原告が主張するハラスメントは教育のための必要限度の「厳しさである」と繰り返し主張しています。本当にそうなのでしょうか。

この理学療法士の臨床実習での“ハラスメント”は業界で何度も問題視され警鐘が鳴らされています。しかし、自覚や意識の低い現場では今もハラスメントがまかり通っていると感じています。モラルが低下した職場で、学生に対する合否を握る指導者（バイザー）が、「教育」の名を

騙り、夫を追い込むことを楽しんでいたのだと確信しています。

また、養成校は「患者の命を預かる理学療法士になるためには、厳しい対応をせざるを得ない」と言うセリフを常套句に学生を脅し、実習先で学生が受ける理不尽な対応を隠蔽し、その全ての原因を学生に押し付けます。支援してくれるはずの学校から突き放される学生は失意の内に多くが退学するなどしています。現に、夫の在籍した近畿リハビリテーション学院は規定の三年間で資格取得まで達した学生が55%程度しかおらず、学校は授業料を得て資格取得を請け負っているにもかかわらず、その責任を果たしていません。

これまで何人の学生が学校の無責任体質を自己責任にすり替えられ失意の内に去って行ったでしょうか。その証拠に、5年間と言う短い期間に夫も含め2名もの学生が自死に追い込まれました。

これらの問題は、この近畿リハビリテーション学院と辻クリニックだけの問題ではないということを、夫の死後さまざまな方からのお話を伺いし、確信を得るに至りました。わたし達が開いたホームページにも多数の情報が寄せられています。

学生に対するハラスメントを放置する職場に、職員に対するモラルだけがあるとは考えられません。おそらく多くの現場が多忙やコンプライアンス違反のなか疲弊し職員も追い込まれていると想像します。

本裁判では、養成校の無責任体質をあぶり出すとともに、ハラスメントを行う者は告発され、結果自らを陥れることになるということを、“これからの常識”にするための小さな一歩になるべく努力していく覚悟です。



私の農業体験（４）

小林 由香子



私の畑で間違いのない作物の一つに玉ねぎがあります。11 月初旬、掘り返してよく耕した畑に、地主さんからもらった苗を植えます。いつものことながら、スコップと鍬での畝づくりは一大事業です。30-40 センチの深さまで掘り、そこに雑草や作物の不要部分や藁等を投入し、手作りのボカシを振りかけ土をかぶせます。これは隣の畑の大先輩を真似たもので、雑草やゴミが土に戻り養分となることを信じて行っています。

自家製のボカシは有機農業の本を参考に作っているもので、有機物の発酵を促し、土の微生物を増やし、作物の栄養となる等、万能肥料です。春にヨモギの新芽を淀川で大量に摘み、黒砂糖で付け込みます。一週間位すると甘くて、ほろ酔い気分のような香りの液体が出て来ますので、ヨモギを絞って液体を採集します。この液体を米ぬかや油粕などと混ぜて 10 日位寝かせた物が私のボカシです。非常に簡単で失敗したことはありませんが、黒砂糖が高価なことと、米ぬかに虫が付きやすいことが難点です。ちょっと油断すると、米ぬかの中で羽化してうじゃうじゃとなった虫に仰天させられることになります。

こうして作ったボカシを玉ねぎ畑に追肥として時々混ぜて冬を越し、6 月になると収穫です。丸々と太った玉ねぎが植えただけ取れます。

このように玉ねぎは非常に栽培しやすい作物ですが、時に心を痛める事件に遭遇します。土作りで畑を掘り返している時、冬眠中のカエルに出会ってしまうのです。無傷で掘り起こしたときは良いのですが、運悪くスコップで体を半分割ってしまったり、足を切ってしまったりすることもあります。冬眠中に無理やり起こされたカエルは目をきょろきょろさせますが、寝ぼけているせいか動きも鈍く、事態をすぐには理解できないようです。そんな時は謝りながら急いで土に戻しますが、負傷したカエルは春に目を覚ますことはないのだろうと思い、憂鬱な気分になります。カエルには秋を満喫してから冬眠に入って欲しいものです。

ところで、土の中でカエル以外にミミズや虫の幼虫など多くの生き物を発見するのですが、これらの生き物は土と容易に区別がつきます。動いているかどうかの問題でも、色が目立つからでもありません。生き物の周りには膜が張っていて、土と混ざり合わない一線があるのです。この膜の有無で生きているかどうか簡単に区別できます。膜の無い幼虫は黒ずんでいて生きていないことは一瞬で察知でき、膜で覆われている場合は瑞々しく、命があることは一目瞭然です。土の中の生き物と出会うとき、私は生命の神秘を感じるのです。

● 本の紹介 ●

ちきりん 著



『自分のアタマで考えよう
(知識にだまされない思考の技術)』

(ダイヤモンド社、2011 年 10 月)

長尾 香織

ちょうどこの本を読んだ直後に、「過激派組織 I S (イスラーム国)」によるパリの同時多発テロが起きて世界が震撼し、その後、ロシア旅客機の墜落も I S による爆発物によるものと発表され、さらに西アフリカのマリのホテルを武装勢力が襲撃したというニュースが報道されました。緊張感が漂う中、これらのニュースも交えつつ本書から学び取れたことを書こうと思います。

普段、私たちは知識や経験知があるために、どうしても先入観によるフィルターをかけて物事を考えたり、また毎日何回も同じようなことを考えたりして、考え方のパターンを打破できないことが多いでしょう。そもそも、本当に深く自分の頭で「考え抜く」なんてことは、時間やお金にゆとりがあるか、哲学者でもない限り、ある意味優雅過ぎてなかなかできない気もします。スマホをいじり、家事や仕事など毎日のルーティーンに明け暮れ、情報収集はしても、その情報源もどうしても偏ってしまい、ある一方向に凝り固まってしまうように感じます。そんな中、私たちは少し立ち止まって多面的な視点から新しい切り口で物事を考えてみたいと思うことはないでしょうか。

本書では、複数の「思考のワザ」を具体的かつ論理的に説明してくれ、普段試してみると面白いテクニックがいろいろと紹介されています。

例えば、1 つずつ問題を小分けにすると思いのほか選択肢が増えるという要素分析、時系列と競合他者などの双方向から読み解く縦横比較、話のレベルを揃えることやプロセス分析などが紹介されています。単語だけ見ると難しそうですが、実践してみるとこれらの方法によって、かなりすっきりと思考が整理されていきます。

本書で紹介されている、「生活者目線で見した場合」の霞が関の組織図はおかしくて、官

公庁とはそもそも市民のための役割を担うために作られたのではなく、各種業界団体の利益のために存在しているという本音も浮き彫りになります。

日本の少子化問題では、30年はかかるであろう「合計特殊出生率」向上のための議論に終始し、もう一つの要因である「親世代の人数の減少」には手を打っていないように思います。つまり、もっと短期的に手を打てる若年層や労働者となる外国人など移民受入の本格的な対策などについての議論をあまり聞いたことがありません。ちなみに、私がフランス語の先生に、日本の少子化問題解決には移民受入しか方法はないという話をしたら、日本人の生徒でそれを指摘してくれたのは私が初めてとのことでした。ちきりんさんによると、まずは問題について、「なぜ?」、「だから何なの?」と一つずつひも解いて、調べることによって分かることがあったとしても、あえて自分の頭で考えようと提唱しています。

また、高齢者が劇的に増えていく中、日本でも格安生活圈を作ることで、生活レベルを落としても長らく暮らしていける仕組みや、日本でしか見かけないスーパーなどで売られている「揃ったイチゴ」にも言及しています。つまり、イチゴなど食品を一つずつ丁寧に洗って、一方向に並べるという手間をかけている人件費は値段に転嫁されますが、殆どの消費者にとっては不揃いでバラバラでも安い方がいいのではないのでしょうか?むしろ、不揃いがマイナーとなり、大きさや方向が揃った野菜、果物こそが大半をしめています。いつの間にそんなことになったのでしょうか? 値段を上げていいから、そうしてほしいという消費者の要望が多数あったようには思えませんが…

特に、婚活女子の「相性」と「経済力」という2つのシンプルな判断基準だけで婚活戦線を切り抜ける姿は、物事をすぐに決める時に見習うべき点としているのも納得。必要で重要なことは、ある意味本能的に感性も知性も総動員するけれど、結局は大事なことを決める時はいたってシンプルに進んでいくのかもしれない。情報を大量に収集するのではなく、自分にとって大事な「フィルター」を決めることで、ぶれないでマッチした本当に欲しいものが見分け易くなるのかもしれない。

また、毎年メディアでも取り上げられる日本の高い自殺率の動機トップが「健康問題」になっていますが、きちんと読み解くとかなり違った要因が明確になります。1998 年以降自殺が増えているのはなぜか? 男性では経済的な理由が一番多く、また北欧や東アジアの自殺率が高いなど、地域性や民族性の要素も検討できます。

手法として、階段グラフを使って視覚化することで推移がはっきり見てとれることなど、状況に応じた図式や表を用いることによる効果的な方法も示されています。

そして、アメリカのCNN、イギリスのBBC、日本のNHKのアメリカの同時多発テロ、ロンドンでのテロや日本の東日本大震災での各国の報道の仕方の相違を比較しており、それを知っておくことで「思考の棚」を作り、次に何か大事件が起った時に、その「思考の棚」をもとに、それぞれがどういう報道をするか事前に目星をつけておくと、各メディアのフィルターを意識できます。

さて、つい最近パリの同時多発テロが起きました。私はCNNをずっと見ていましたが、やはり報道スタイルは、臨場感あふれる現場の様子をメインキャスターも連日現場からレポートするという形で、まさしく視覚で現状を報道するテレビという印象を受けました。

かたや、当然日本や欧米にいと、アルジャジーラなどを見ている訳でもなく、西側からの報道だけで、イラクやシリアの空爆で毎日どれだけの人が亡くなっていて、自爆テロを強行しようと駆り立てる原因がどんな日常から生まれているかは知る由もありません。今後フランスやロシアがISへの空爆を強化して、仮にそのリーダーや首謀格が殺されたりしても、憎しみの連鎖は続き、名目上は正義の戦いでも、罪のない民間人が巻き添えをくらい、そうやって家族や友人を亡くして生き残った人がまた報復だけを生きがいに暮らしていく現実は変わらないように思います。

本書は、自分が受け取る情報や環境の偏りを知り、その上で考え抜く時のいつもとは違うアプローチもとれる手助けとなり、考えるという行為も楽しめることかと思えます。



〈お知らせ・ご案内〉

- ホームページでもお知らせしていますが、電話相談日時が6月から以下のように変わります。4月・5月は現状のまま電話相談を実施致します。
なお、第4日曜日については、変更ございません。よろしくお願い致します。

(変更前) 毎月 第1・第3水曜日 18:30-20:00

⇒ (変更後) 毎月 第2水曜日 18:30-20:30

- 「第10回 職場のいじめ・ハラスメント国際学会」が、ニュージーランドのオークランドヒルトンホテルで、4月19日から22日まで開催されます。
詳しくは、学会のホームページをご覧ください。

<http://www.bullying2016.com/>

- 次号では、これまでの電話やメールでの相談事例をデータ化したまとめをご報告致します。まとめでは、相談事例を匿名化・抽象化しているため、個人情報が出たり、個別の相談内容などが特定されることはございませんので、相談者の方はご安心下さい。





会員を募集しています



年会費は1口3,000円です。会員の方にはニュースレターをお送りします。
入会や会員継続をご希望の方は、郵便振込用紙に連絡先をご記入の上、
お振込みいただきますよう、お願い致します。

【年会費振込先】

振込先：ゆうちょ銀行

口座番号：00910-6-280449

加入者名：職場のモラル・ハラスメントをなくす会



当会では、職場でのいじめ、モラル・ハラスメント被害などに
遭われている方のための電話相談を行っています。

ご家族、ご友人の方からのご相談もうけたまわっております。
なお、個人情報漏れることはございません。



〔電 話〕 06-4981-3076

〔相談日〕 毎月 第1水曜日、第3水曜日（5月まで）
午後6時30分～午後8時

⇒ 毎月 第2水曜日（6月から）

午後6時30分～午後8時30分

毎月 第4日曜日 午後3時～午後5時（変更なし）